

青梅市立成木小学校 いじめ防止基本方針

1 本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題と無関係ですむ児童はいない」との認識に立ち、「全校児童がいじめのない明るい学校生活を送る」ことができるように、「成木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本方針として、以下の4つのポイントをあげる。

- 「青梅子供ルール」を徹底させ、「心のパスポート」を活用する意識の浸透を図り、「防止マニュアル いじめの根絶に向けて」や「子供たちの明るい未来のために～『いじめ』を許さない学校づくりに向けて～」のリーフレット（いずれも青梅市教育委員会作成）を活用するなどして、全児童の間にいじめを許さない・見過ごさない雰囲気醸成に努める。
- 学習交流等を中心に、児童一人一人の自己有用感・自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 道徳授業地区公開講座などの機会を中心に、家庭や地域社会に対し、いじめ問題への認識を広め、適切な連携のもとに問題防止の機運を醸成する。
- いじめ問題が発見された場合、問題の重大性を全教職員が共通認識をもち、校長を中心に組織として問題解決にあたる。また、市教育委員会をはじめ関係機関との適切な連携を活かして、迅速な解決を図る。

2 いじめ未然防止のための取組

（1）学校生活の全ての場面を通じて、いじめを許さない・見過ごさない雰囲気づくりに努める。

- ア 道徳の時間ならびに学級活動において、信頼・友情・規則・役割・責任等、学級生活やいじめ問題に関係の深い価値内容にふれる授業を、学期に1回実施する。
- イ 年間にわたって 道徳教育ならびに道徳の時間の指導の充実を図るとともに、道徳授業地区公開講座を中心として、家庭や地域社会との間で、いじめ問題についての協議を深め、家庭・学校・地域の教育の意義を啓発し、地域ぐるみの問題解消・解決の連帯を進める。
- ウ 青梅市いじめゼロ宣言子供会議と連動し、いじめゼロを目指す。挨拶運動等を展開している児童会活動を、今後ともいっそう充実させ、推進を図る。

（2）児童一人一人の自己有用感

- ・自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ア 学習発表の場「とちの実発表会」の充実を中心として、日々の学習の中で 一人一人が活躍できる活動を設定する。
- イ 移動教室をともにする第七小学校との6年生「日光共同学習」、第七中学校との交流、生活科を中心としての低学年「保育園交流」を設定し、それぞれの内容充実を図る。
- ウ 特別活動や学校行事では、たてわり班活動による校内交流を設定し、その内容充実を図る。
- エ 課外活動で3年生以上の「ブラスバンド」を設定し、活動の充実を図る。

オ 市主催の各大会への参加を通じて他校児童との交流を推進するとともに、校内外にわたる心の交流を深める。

3 いじめ等の早いじめ等の早期発見・早期対応期発見・早期対応

(1) いじめ発見のために、様々な手段を講じる。

ア 青梅市いじめ調査のアンケートを年5回行い、児童・生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめ調査のアンケートを年5回行い、児童・生徒の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロを目指す。

イ スクールカウンセラーによる「全児童面接」「教員対象研修会」を今後とも継続的に実施することで、児童理解を深め、問題の早期発見に努める。

ウ 特別支援教育コーディネーターを中心に毎月1回、観点を計画的に定めて、全教員により実全教員により実施している児童理解研修を、今後とも継続実施して問題の早期発見に努める。

エ 教育活動支援員の記録を活かす等、多面的・多角的な視野や視点で、情報を収集・共有して問題の早期発見に努める。

(2) いじめ早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決に当たる。

ア いじめを発見したときは、学級担任だけで抱え込むのではなく、校長以下、組織で対応策を考え、役割を分担して対応に当たる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を優先的に考え、いじめている児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。

ウ 教育委員会、教育相談所などをはじめ、関係機関との連携を生かして迅速な解決を図る。

エ 保護者や地域社会と、一層の親密・適切な連携を図り、迅速な解決を図る。

4 重大事態への対応

ア いじめられた児童の安全を確保する。

イ 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと言う申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

ウ 重大事態発生について、速やかに青梅市教育委員会へ報告する。

エ 青梅市教育委員会が行う調査、市長が行う再調査に協力する。

オ 調査の結果については、いじめを受けた児童の保護者に対して適切に情報を提供する。

カ 警察、児童相談所、市子供家庭支援センター等も含めた関係機関との連携を緊密に行い、問題の解明と解消を図り、事態の沈静化だけでなく粘り強く問題の根絶に取り組む。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 生活指導校内委員会

(活動内容「児童の実態や課題の共通理解を図り解決の糸口を探る」定例会の他にも必要に応じて開催する。)

(2) 学校いじめ対策委員会

校務分掌に「成木小学校いじめ対策委員会」を位置付ける。いじめ防止や対応についての措置を実効的に行うため、校長・副校長・主幹教諭・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該学年担任・スクールカウンセラー等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

6 家庭や地域、関係機関との連携

(1) 家庭との連携

ア いじめ問題が発生した時は、家庭との連携をさらに密にし、学校側の取組についての情報を適切に伝えとともに、学校だけで解決を図ろうとせず、家庭での様子や交友関係についての情報を集めて指導に生かす。

イ いじめられている児童が学校や家庭に相談できない場合は、「いのちの電話」等のいじめ問題等の相談窓口を利用するようながす。

(2) 地域との連携

ア 「自治会連合会第七支会」など地域の組織と築いてきた連携・交流を生かし、児童の遊びの環境や交友関係への理解を深める。

イ 学校主催の地域パトロールを、成木駐在所と保護者・住民の代表とともに学期1回行う。

(3) 関係機関との連携

ア いじめの事実を確認した場合は、青梅市教育委員会へ報告する。重大事態発生時は、青梅市教育委員会に助言・指導を求め、学校として組織的に対応する。

イ PTAや地域の会合で、いじめ問題等や健全育成についての話し合いや情報交換を行う。

ウ 青梅市教育相談所やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーと連携しながら指導を行う。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して対応する。